

【商 法】

問題 次の文章を読んで、下記の問いに答えなさい。

会社法第5編は、組織変更、合併、会社分割、株式交換および株式移転を定めている。会社法は、最初に、これらに関する実体法を定め（第1章から第4章まで）、次いで手続法を定めている（第5章）。実体法であれ、手続法であれ、最初に組織変更が規定されている（第1章・第5章第1節）。組織変更を除く組織再編は、吸収型再編と新設型再編とに分けることができるが、この場合、吸収型再編とは吸収合併、吸収分割および株式交換を意味し、新設型再編とは新設合併、新設分割および株式移転を意味する（会社計算規則2条3項33号・54号参照）。会社法は、初めに吸収型再編を定め、次に新設型再編を定めている（例えば第3章会社分割は、第1節で吸収分割を規定し、第2節で新設分割を規定している）。次いで、同じ類型であれば、株式会社に関する規定を定め、次に持分会社に関する規定を定めている（例えば第3章第1節は、第2款において「株式会社に権利義務を承継させる吸収分割」を定め、第3款において「持分会社に権利義務を承継させる吸収分割」を定めている）。手続規定は、個々の行為を分けて規定しないで、吸収型と新設型に分けて、それぞれ一括して規定し、まず吸収型を定め、次いで新設型を定めている（例えば第5章は、第2節「吸収合併等の手続」、第3節「新設合併等の手続」である）。各款では、最初に吸収合併消滅会社、吸収分割会社、株式交換完全子会社に関する規定を定め（第1款）、次に吸収合併存続会社・新設合併設立会社、吸収分割承継会社・新設分割設立会社、株式交換完全親会社・株式移転設立完全親会社に関する規定を定め（第2款）、各目では最初に株式会社を定め（第1目）、その後に持分会社を定める（第2目）という形式をとっており、複雑である。

問1 合併、会社分割、株式交換または株式移転の当事会社になることができる会社の種類の組み合わせを下記の数字の中から選択し、解答欄に記載しなさい。

株式会社のみの場合には1

株式会社または合同会社の場合には2

株式会社、合名会社、合資会社または合同会社の場合には3

問2 組織変更の定義を述べ、それがどのような場合に利用されるかについて述べなさい。

問3 会社分割において、吸収分割承継会社または新設分割設立会社が会社分割の対価を吸収分割会社または新設分割会社に交付しないで、吸収分割会社または新設

分割会社の株主または社員に交付する場合がある。これを分割型会社分割（または人的分割）という。会社法は、分割型会社分割（または人的分割）を実現するために2つの方法を認めている。その2つの方法は何かを述べた後、分割型会社分割（または人的分割）が利用される例を一つ述べなさい。

問4 三角分割とは何か述べなさい。A株式会社はB株式会社の親会社で、B社は吸収分割承継会社、C株式会社は吸収分割会社であるとする。

問5 A社（吸収分割株式会社）がB社を吸収分割承継株式会社として吸収分割を行う場合、各々の会社において株主総会の特別決議を行うのが原則であるが、A社またはB社において株主総会の開催が不要な場合がある。それはどのような場合であるか述べた後、いかなる理由で株主総会の開催が不要とされているのか述べなさい。なお、B社は公開会社で、かつ、A社に交付する金銭等はB社の譲渡制限株式ではなく、会社分割によりB社に分割差損が生じないこととする。

問6 吸収分割の場合に異議を述べることができる債権者は、吸収分割株式会社と吸収分割承継株式会社とは異なるか。異なると考えるときはその理由を述べなさい。